

## ～戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給事務について、 住基ネットを利用します～

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給を受ける権利を有する方の住所等の確認は、これまで県が市町村に対して職権で請求した住民票の写しで行っていましたが、平成25年4月1日からは住民基本台帳ネットワークシステムで行います。

これにより、公用請求にかかる事務の削減や、住所調査等の効率化を図ることができるようになります。

### 1 変更となる事務の概要

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給を受ける権利を有する方への案内が返送されてきた場合など、住所等に変更があった場合には、県が市町村に対して職権で住民票の写しを取り寄せることで、住所調査等を行っていました。

平成25年4月1日からは、上記のような事態が生じた場合には、住基ネットを利用して住所調査等を行います。

### 2 調査の対象となる人

- ・ 上記の特別給付金の請求権を有する方

### 3 調査を行うとき

- ・ 案内を出しても宛先不明で戻ってくる場合

### 4 調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の確認

### 5 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部健康福祉指導課 援護恩給室

電話 043-223-2346

FAX 043-222-6294